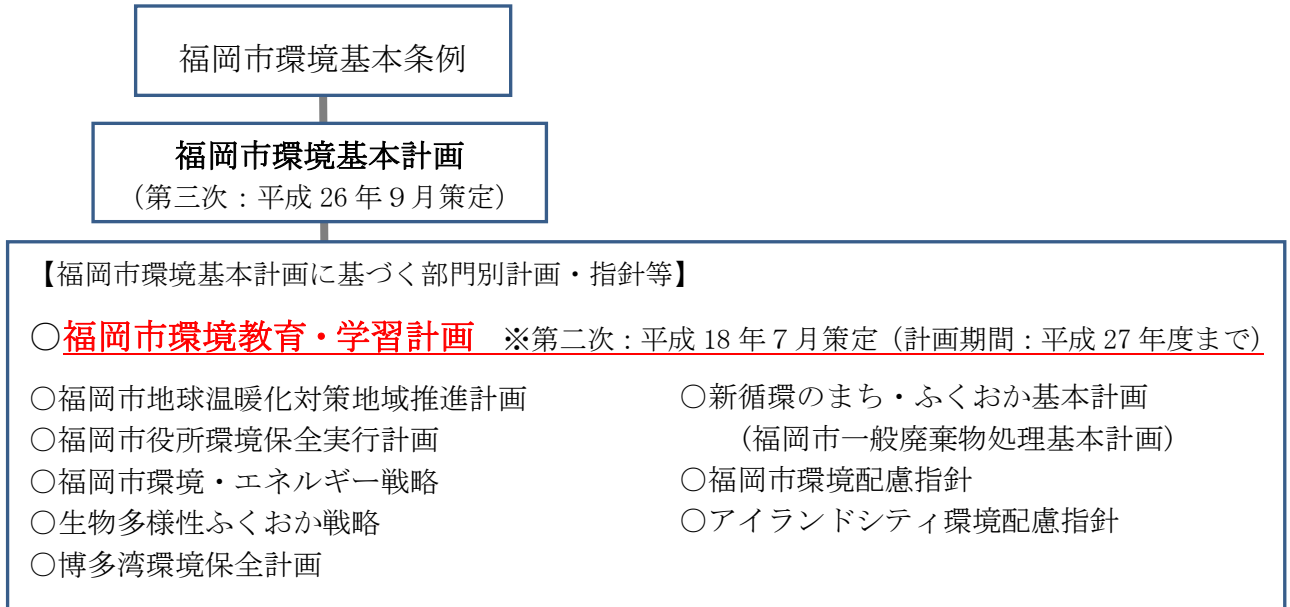


## ○福岡市環境教育・学習計画(第三次)の策定について

### 1 第三次計画策定の理由

福岡市環境基本条例に基づき策定している福岡市環境基本計画の部門別計画であり、平成 26 年 9 月、同計画の第三次計画を策定したことに伴い、現行の計画期間が平成 27 年度までとなっている福岡市環境教育・学習計画についても、第三次計画を策定するもの。



### 2 素案作成までの経緯と今後のスケジュール

年度	平成 26 年度									平成 27 年度						
	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
市議会	現行計画の検証			骨子作成			素案作成						パブリックコメント			策定
	第 5 委員会(着手)						第 5 委員会(骨子案)						第 5 委員会(素案)			議会報告(策定)
協議会(※)			協議会(検証)				協議会(骨子案)			協議会(素案)		協議会(素案)			協議会(調整)	

※福岡市環境教育・学習計画推進協議会。学識経験者，市民，市民団体，事業者，行政(教育委員会等)からなる同協議会より意見をいただきながら素案を作成。

### 3 福岡市環境教育・学習計画（第三次）の概要について

#### （1）計画の全体像

第1章	福岡市環境基本計画（第三次）に掲げる【めざすまちの姿】 豊かな自然と歴史に生まれ、未来へいのちつなぐまち				
第2章	【環境教育・学習の取組みの視点】 環境保全・創造に向けた人づくり・地域づくり				
第3章	現状・課題を踏まえた、10年後の姿				
第4章	【行政の施策の展開】（主体ごと基本的方向1～5）				
	1 市民 の取組みを 支援・促進	2 市民団体 の取組みを 支援・促進	3 学校等 の取組みを 支援・促進	4 事業者 の取組みを 支援・促進	5 行政 が取組みを 実践
第4章	【行政の施策の展開】 （主体横断的な 基本的方向6～9）				人づくり
	6 多様な環境教育プログラム・教材等の提供 7 リーダーやコーディネーターの育成・把握および活躍の促進 8 各主体やその取組み、環境に関する必要な情報の提供 9 各主体の共働・連携の促進				地域 づくり
第5章	計画推進の流れ・成果指標				

#### （2）計画のポイント

##### ①主体間のつながりを強化し、環境に対する意識や実践力を全体的に高める

各主体（市民，市民団体，学校等，事業者，行政）及び主体間の関わりを踏まえた全体像について，現状・課題を明確にし，人づくり，地域づくりの視点から主体横断的な施策を展開することで，主体間のつながりを強化し，環境に対する意識や実践力を全体的に高めることとした。

##### ②めざす姿と，その実現のための具体的事例を提示

各主体がめざす姿を共有しながら，各々が主体的に取り組むための実践的な計画とするため，各主体及び全体像について，めざしていく“10年後の姿”を具体的に示した。

また，その実現に向け，各々が取り組みを進めるための参考となる具体的事例を詳しく示した。

##### ③福岡市の特性を踏まえながら，行政が展開していく施策の方向性を明示

身近な自然環境などの地域の資源を活かした施策を推進するとともに，人口構成等を捉え，若年層や高齢者，転入者等の対象に応じた施策を展開することとした。

また，実行性のある計画とするため，各局・区と連携を図りながら施策を着実に推進するために今後検討すべき事項について，考え方や方向性を明らかにした。

## 現行計画の検証結果

福岡市環境教育・学習計画推進協議会（H26.9.29 開催）において実施した現行計画の検証及びそれに伴う委員意見をもとに課題等を整理した。

### 第三次計画の位置づけに関して

- 関連計画等（国の「環境教育等による環境保全の取組みの促進に関する法律」及び福岡市の「第三次福岡市環境基本計画」）との整合性を図ることが必要。
- E S D（持続可能な開発のための教育）の視点が必要。
- 福岡市の特性（年齢構成的変化，転入者が多い等）を捉えた施策が必要。

### 計画内容に関して

#### ■現行計画における施策の基本的方向に関して

課題については一つの基本的方向に収まるものではなく、複数の基本的方向に重複して関係するものであるが、ここでは、主に関連する基本的方向に沿って整理している。

#### 基本的方向1【環境保全活動への参加促進】

- 環境に対する意識は以前と比べて高まっているが、行動する人とならない人で二極化している。
- 環境問題を身近なものとして捉えられていないため、日々の暮らしと環境問題の関わりへの気づきにつなげる工夫が必要。

#### 基本的方向2【人材育成】

- 公民館・事業者等が活用できるコーディネーターやNPOの専門家の育成，学校の教員が環境を学ぶ場の提供など，あらゆる主体において人材を育成していくことが重要。
- 環境教育ができる人材のリストを作るだけでなく，活用される工夫が必要。

#### 基本的方向3【環境教育プログラムの充実】

- 小・中学校での環境教育を超えて，高校生・大学生・社会人に対応したプログラムの充実が必要。
- 感性に訴えるプログラムの充実は引き続き重要。

#### 基本的方向4【情報提供】

- 情報が溢れ過ぎて，反って環境に関する情報に触れる機会が少なくなっている。
- 総合相談窓口設置の必要性の検討。複数のニーズを満たすことができれば「総合窓口」でなくてもよいので，NPOや学校等が連絡を取り合える場の検討が必要。

#### 基本的方向5【施設連携】

- 環境教育・学習の施設として活用が促進されるよう，学校や事業者等との連携などきっかけ作りが必要。

#### 基本的方向6【市民団体の活動支援】

- 情報発信が不十分なため，人材の不足や活動に対する認知の低さの要因となっている。
- 環境活動を広げる機会や会議・研修等の場が十分でない。

#### **基本的方向7【事業者の活動支援】**

- 他の主体との連携を推進する取り組みが必要。
- 環境活動や環境教育を行う人材が不足している。

#### **基本的方向8【市民団体・事業者等との共働】**

- NPO や事業者等のノウハウを活用するとともに、引き続き多様な主体が参加し環境教育・学習を推進していくための意見交換の場が必要。

#### **基本的方向9【学校における環境教育・学習の推進】**

- 全ての子どもに対し、自分が暮らしている環境に目を向けさせる学校教育の推進。
- NPOや事業者等が有するプログラムの提供をはじめ、小学校等の教員が環境について体系的に学ぶことができる場を作るための施策の検討が必要。
- 環境教育を行うにあたり、教員が相談できる場所がない。
- 環境教育・学習を通して、社会性を身につけ、人として成長していくという視点が必要。

#### **基本的方向10【各主体の共働・連携】**

- 市民団体、事業者、学校、行政等各主体の共働・連携が十分でないため、更なる共働・連携の推進が必要。
- 環境への取り組みを「点」で行っており、その点が結ばれて「線」になっていないため、全体として環境に対する想いや実践力が上がっていない。

#### **■成果指標に関して**

- 指標の定量化は困難。環境教育の施策による効果とその他の効果の区別ができない。
- 環境教育・学習の成果は、数値で表そうとすると講座等の参加人数や開催回数等になってしまうが、数値だけでは表せない部分をどう捉えるかが課題。

## **現行計画の検証結果<総括>**

- 環境に関する市民の意識は高まっており、市民団体や学校、事業者等各主体における環境保全活動も継続して行われているが、各主体の取り組みが「点」にとどまっている。
- 各主体の取り組みを結び付け、総体的に環境に対する意識や実践力を高めることが必要。
- また、そのために、幅広く環境行動の担い手である人材を育成し、さらに、リーダーやコーディネーターとなる人材の育成と活用が必要である。
- 今後も引き続き現行計画(第二次)の視点に基づく取り組みを進めるとともに、共働・連携や人材育成への取り組みの強化が求められる。